

長門市議会災害対応連絡会議設置要綱

(令和 5 年 10 月 1 日議長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、長門市議会災害対応連絡会議（以下「災害連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、市議会として災害時に即時に対応できる体制の整備を図るとともに、長門市災害対策本部等（以下「市対策本部等」という。）と連携を図り、災害対応にあたることを目的とする。

(設置)

第 2 条 議長は、次に掲げる場合に、災害連絡会議を設置することができる。

- (1) 地震や水害等の災害や感染症等の発生、拡大により、市対策本部等が設置されたとき。
- (2) 長門市議会災害対応指針が対象とする災害等が発生し、又は災害等の発生が予測されたとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長に事故等があるときは、副議長がこれを設置することができる。

3 議長は、災害連絡会議を設置したときは、議員及び市対策本部等にその旨を通知する。

(組織構成)

第 3 条 災害連絡会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長をもって構成する。

2 議長は、災害連絡会議を招集し、これを総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長ともに事故があるときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を、議会運営委員会副委員長が副議長の職務を代理する。

5 議長又はその職務を代理する者は、必要に応じて議員を招集することができる。

(所掌事務)

第 4 条 災害連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 議員へ災害連絡会議が設置されたことの報告を行うこと。
- (3) 議員及び市対策本部等から提供を受けた内容を整理し、必要に応じて、議員及び市対策本部等に情報を提供し連携を図ること。この場合において、議員からの市対策本部等への要望及び提言については、市対策本部等が災害対応に専念できるよう、緊急の場合を除き、災害連絡会議を窓口として行うものとする。
- (4) 市対策本部等及び関係機関に対し、優先順位を付して要望及び提言を行うこと。
- (5) 議会開催に向けた調整及び準備に関すること。

(6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自身の安否及び災害連絡会議との通信手段を確認すること。

(2) 各地域において、救援、救助活動、避難所運営など、地域活動の協力・支援を行い、必要に応じて災害情報を災害連絡会議へ報告すること。

(3) 災害連絡会議からの指示について、即時に対応できる態勢を確保すること。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自身の安否及び議場等の被災状況を確認すること。

(2) 災害対策本部等の会議等での情報収集及び災害連絡会議への情報提供に関すること。

(3) 災害連絡会議の庶務に関すること。

(記録)

第7条 災害連絡会議の記録は、議会事務局職員が作成するものとする。ただし、記録の作成が困難であると議長が認めるときは、これを省略することができる。

(災害連絡会議の解散)

第8条 議長は、市対策本部等が解散されたとき、又は災害対策がおおむね完了したと判断したときは、災害連絡会議を閉じる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する